

# 家屋等の解体を予定する皆様へ(受入期間延長)

3月16日に発生した福島県沖地震で生じた解体ごみを「旧クリーンセンター」で受け入れします。

今回の地震により、家屋などを解体することに伴い発生する解体ごみは、以下により旧クリーンセンターにおいて、処分手数料は無料で受け入れします。

※受入れの期間を9月16日(金)まで延長いたします。

## 1. 搬入できる解体ごみ(受入場所:旧クリーンセンター)

※被災住家等解体事業を申請したもの以外

<搬入条件等>

①被災した家屋等の解体ごみを自己搬入、又は一般廃棄物収集運搬許可業者が搬入するものに限りします。

②搬入には電話での事前予約が必要です。

③区分ごとに分別して搬入してください。

区 分	品 目
コンクリート類	コンクリート破片、コンクリートブロック、コンクリートタイル、セメント瓦
陶磁器類	瓦、タイル
木材	柱、障子戸、ふすま
金属類	トタン屋根、トタン板
プラスチック類	プラスチック製波板、雨どい、雨水管
布類	カーテン
家具類	タンス、テーブル、イス、棚
畳	(腐敗したもの、形の崩れたものは搬入不可)

## 2. 搬入できない解体ごみ

産業廃棄物については搬入できません。

石膏ボード、サイディング材、ガラスウールを含む断熱材等は搬入できません。

※アスベスト等有害物質を含まないものである証明等があるものは搬入可

## 3. 解体に伴い発生した搬入できる災害ごみ(受入場所:旧クリーンセンター)

※地震で壊れた物に限りします。品目ごとに分別して搬入してください。

(単なる不要物については、クリーンセンターで受入れ可能ですが、有料10kg/50円での受入れとなります。)

区 分	品 目
不燃ごみ	ガラス、せともの類(コップ、皿類)、家電類、パソコン、モニタ
家電4品目	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン

#### 4. 搬入の際に必要なもの

「り災証明（り災判定がまだの方については「り災届出書」も可）」、又は「被災証明」を搬入時にご持参ください。

<申請方法>

① 住宅の解体ごみ⇒「り災証明」

お近くの総合支所等に被災したことが確認できる写真をお持ちの上、り災証明申請書を記載し、提出願います。なお、証明書の交付は市職員の現地調査後となります。

② 倉庫、作業場等の解体ごみ⇒「被災証明」

お近くの総合支所等に被災したことが確認できる写真をお持ちの上、搬入する品目と数量を申告して交付を受けてください。

#### 5. 搬入方法

税務課又は各総合支所から交付された「り災証明（り災届出書）」又は「被災証明」を、旧クリーンセンターの現場係員の誘導により分別種類ごとに指定された場所に荷降ろしをお願いします。

① 「り災証明（り災届出書）」又は「被災証明」を総合支所等で申請し交付を受ける。

↓

② 電話予約（解体ごみの品目・数量、搬入日・搬入時間等の聞取り、確認）

↓

③ 解体ごみの搬入（上記証明を現場係員に提示）

#### 6. 電話予約の期間及び申込先

- ・令和4年9月15日（木）まで（土・日曜日、祝日を除く）

※電話予約は搬入希望日の前日までをお願いします。

午前：9時00分～11時30分

午後：1時00分～4時00分

- ・市民生活部 環境課廃棄物対策係（クリーンセンター内）

TEL：0225-76-0102

#### 7. 受入期間

令和4年9月16日（金）までの火・金曜日（祝日を除く）

・午前：9時00分～11時30分

・午後：1時00分～4時00分

**【お問い合わせ】**

市民生活部 環境課 廃棄物対策係

（クリーンセンター内）

市民生活部 環境事業所クリーンセンター

TEL：0225-76-0102